

○長野県景観規則

〔平成4年7月6日〕
規則第41号

改正	平成5年3月22日規則第4号	平成6年5月26日規則第25号
	平成8年3月25日規則第3号	平成12年3月30日規則第30号
	平成15年8月25日規則第46号	平成15年9月29日規則第55号
	平成16年3月25日規則第4号	平成17年9月20日規則第51号
	平成18年3月23日規則第11号	平成20年8月14日規則第37号
	平成21年3月31日規則第31号	平成26年3月24日規則第7号
	<u>平成28年9月29日規則第44号</u>	

長野県景観条例施行規則をここに公布する。

長野県景観規則

題名改正〔平成18年規則11号〕

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 景観計画の策定等（第2条）
 - 第3章 行為の規制等（第3条―第11条）
 - 第4章 景観重要建造物等（第12条―第16条）
 - 第5章 景観資産の指定等（第17条―第21条）
 - 第6章 雑則（第22条）
- 附則

第1章 総則

追加〔平成18年規則11号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号。以下「条例」という。）の規定に基づき、法及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成18年規則11号〕

第2章 景観計画の策定等

追加〔平成18年規則11号〕

（軽微な変更）

第2条 条例第5条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法第8条第2項第1号、第2号又は第4号に掲げる事項の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が広く県民等の意見を求める必要があると認める変更

全部改正〔平成18年規則11号〕、一部改正〔平成26年規則7号〕

第3章 行為の規制等

追加〔平成18年規則11号〕

(景観計画区域内における行為に係る書類の縦覧)

第3条 条例第9条第1項の規定により縦覧に供する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 当該行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した書面
- (2) 当該行為に係る省令第1条第2項各号に掲げる図書又は第5条各号に掲げる図書

2 条例第9条第1項の規定により前項の書類を縦覧に供する場所は、当該書類に係る行為を行う土地の区域を管轄する地方事務所とする。

全部改正〔平成18年規則11号〕、一部改正〔平成21年規則31号〕

(届出書)

第4条 省令第1条第1項及び条例第10条第2項に規定する届出書は、景観計画区域内における行為の届出書(様式第1号)によるものとする。

全部改正〔平成18年規則11号〕

(届出書に添付する図書)

第5条 条例第10条第2項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

- (1) 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 景観法施行令(平成16年政令第398号。以下「政令」という。)第4条第1号に掲げる行為(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)にあつては、設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (4) 政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取及び鉱物の掘採に限る。)にあつては、次に掲げる図書
 - ア 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
 - イ 廃土の堆積^{たい}方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
 - ウ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (5) 政令第4条第4号に掲げる行為にあつては、堆積^{たい}する場所及び方法を明らかにする図面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

全部改正〔平成18年規則11号〕、一部改正〔平成20年規則37号〕

(公共的団体)

第6条 条例第10条第4項第4号の規則で定める公共的団体は、法第92条第1項の規定により知事が指定した景観整備機構とする。

一部改正〔平成5年規則4号・12年30号・18年11号〕

(許可等を受けて行う行為)

第7条 条例第10条第4項第5号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 砂防法(明治30年法律第29号)の規定に基づき許可を受けて行う行為
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項又は第127条第1項の規定により届け出て行う行為及び同法第143条第1項又は第2項の規定による市町村の条例に基づき許可を受けて行う行為

- (3) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第6条第1項に規定する森林保健機能増進計画（森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項（同法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けたものに限る。）に従って行う行為
 - (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施行として行う行為及び同法第3条第2項に規定する土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行として行う行為
 - (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第3項又は第16条第3項の規定による認可を受けて行う行為及び同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為
 - (6) 河川法（昭和39年法律第167号）の規定に基づき、河川管理者の許可又は承認を受けて行う行為
 - (7) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項の規定による認可を受けた第一種市街地再開発事業の施行として行う行為及び同法第8条第1項に規定する市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行として行う行為
 - (8) 条例第30条第1項の規定により届け出て行う行為
 - (9) 長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第8条第1項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第20条第1項の規定により届け出て行う行為
 - (10) 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）で定める基準に従い市町村が定める条例の規定に基づき許可を受けて行う行為
 - (11) 長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第10条第3項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第12条第1項又は第17条第1項の規定により届け出て行う行為
 - (12) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第13条第1項（第34条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第14条第1項（第29条及び第34条において準用する場合を含む。）又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為
一部改正〔平成6年規則25号・8年3号・15年55号・18年11号・26年7号・28年44号〕
- （届出を要しない行為の規模等）

第8条 景観育成重点地域及び景観育成特定地区の区域以外の区域における条例第10条第4項第6号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの
- (2) 自動車車庫の用途に供する施設
- (3) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
- (4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (5) 電気供給又は電気通信のための施設（次号に掲げる工作物を除く。別表において同じ。）
- (6) 太陽光発電施設（一団の土地又は水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。別表において同じ。）
- (7) 前各号に掲げる工作物以外の工作物

2 景観育成重点地域及び景観育成特定地区の区域以外の区域における条例第10条第4項第6号の規則で定める規模は、次に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるものとする。ただし、第1号から第6号までに掲げる行為にあつては、当該行為に建築物又は工作物の外観に公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠（面積が25平方メートルを超えるもの

に限り、営利を目的としないものを除く。)があるもの(当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。)を除く。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転 当該建築物の高さ13メートル以下であり、かつ、建築面積1,000平方メートル以下であるもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積400平方メートル以下であるもの
- (3) 前項第1号から第4号までに掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。) 当該工作物の高さ13メートル以下であり、かつ、築造面積1,000平方メートル以下であるもの
- (4) 前項第5号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ20メートル以下であるもの
- (5) 前項第6号に掲げる工作物の建設等 当該工作物に係る太陽電池モジュールの築造面積の合計1,000平方メートル以下であるもの
- (6) 前項第7号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ13メートル以下であるもの
- (7) 土石の採取又は鉱物の掘採 地形の外観の変更に係る土地の面積3,000平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ3メートル以下又は長さ30メートル以下であるもの
- (8) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。) 変更に係る土地の面積3,000平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ3メートル以下又は長さ30メートル以下であるもの
- (9) 政令第4条第4号に掲げる行為 その高さ3メートル以下であり、かつ、その用に供される土地の面積1,000平方メートル以下であるもの

3 景観育成重点地域における条例第10条第4項第6号の規則で定める工作物及び規模は、別表のとおりとする。

全部改正〔平成18年規則11号〕、一部改正〔平成20年規則37号・26年7号・28年44号〕

(標識)

第9条 条例第13条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 行為を実施する区域
- (2) 行為の着手予定日及び完了予定日
- (3) 法第16条第1項の届出又は同条第5項若しくは条例第11条第1項前段の通知をした日

2 条例第13条に規定する標識は、様式第2号によるものとする。

全部改正〔平成18年規則11号〕

(長野県景観審議会の意見聴取を要する勧告)

第10条 条例第14条第1項の規則で定める勧告は、次に掲げる勧告とする。

- (1) 景観育成特定地区内で行う行為に対する勧告
- (2) 景観育成重点地域内で行う行為に対する勧告のうち、知事が長野県景観審議会の意見を聴くことを要すると認めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が景観の育成に特に重大な影響を与えるものとして長野県景観審議会の意見を聴くことを要すると認める勧告

全部改正〔平成18年規則11号〕

(身分証明書)

第11条 法第17条第8項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第3号によるものとする。

全部改正〔平成18年規則11号〕

第4章 景観重要建造物等

追加〔平成18年規則11号〕

(省令第8条第1項第6号に掲げる事項を通知する方法)

第12条 省令第8条第2項の規定により定める方法は、同条第1項第6号に掲げる事項を示した縮尺2,500分の1以上の図面を送付する方法とする。

追加〔平成18年規則11号〕

(景観重要建造物を表示する標識)

第13条 法第21条第2項に規定する標識は、様式第4号によるものとする。

追加〔平成18年規則11号〕

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第14条 条例第18条第1項第4号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議して当該景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講じること。
- (2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
- (3) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあつては、条例第23条各号に掲げる基準に準じて管理すること。

追加〔平成18年規則11号〕

(景観重要樹木を表示する標識)

第15条 法第30条第2項に規定する標識は、様式第5号によるものとする。

追加〔平成18年規則11号〕

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第16条 条例第23条第1項第3号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講じること。

追加〔平成18年規則11号〕

第5章 景観資産の指定等

追加〔平成18年規則11号〕

(指定の基準)

第17条 条例第27条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる建造物等の区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- (1) 条例第27条第1項第1号に掲げる建造物等 次に掲げる基準
 - ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、当該建造物等（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観の育成に資するものであること。
 - イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
- (2) 条例第27条第1項第2号に掲げる建造物等のうち当該建造物等が広域的な景観の育成に重要であるもの 次に掲げる基準

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、当該建造物等の外観が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観の育成に資するものであること。

イ 前号のイに掲げる基準

(3) 条例第27条第1項第2号に掲げる建造物等のうち当該建造物等からの風景等が広域的な景観の育成に重要であるもの 次に掲げる基準

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、当該建造物等からの風景等が地域の良好な景観を形成しているものであること。

イ 公衆が容易に立ち入ることができる場所にあること。

追加〔平成18年規則11号〕

(指定の提案)

第18条 条例第28条第1項の規定により景観資産の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る建造物等の名称、所在地及び特徴を記載した提案書に、次の各号に掲げる建造物等の区分に従い当該各号に定める図書を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) 前条第1号に掲げる建造物等 次に掲げる図書

ア 当該建造物等が建造物であるときは、当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す図面

イ 当該建造物等が樹木であるときは、当該樹木の位置及び周辺の状況を示す図面

ウ 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物等の写真

エ 条例第28条第1項後段の合意を得たことを証する書類

(2) 前条第2号に掲げる建造物等 次に掲げる図書

ア 当該建造物等の位置及び周辺の状況を示す図面

イ 前号のウ及びエに掲げる図書

(3) 前条第3号に掲げる建造物等 次に掲げる図書

ア 第1号のエ及び前号のアに掲げる図書

イ 地域の良好な景観を形成している特徴を示す写真

2 前項の規定は、条例第28条第2項の規定により景観整備機構が提案を行おうとする場合について準用する。この場合において、前項第1号のエ中「条例第28条第1項後段の合意」とあるのは、「条例第28条第2項の同意」と読み替えるものとする。

追加〔平成18年規則11号〕

(景観資産の所有者等に通知する事項)

第19条 条例第29条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観資産の名称

(3) 景観資産の所在地

(4) 景観資産の所有者の氏名及び住所

(5) 指定の理由となった建造物等の特徴

(6) 条例第27条第1項第1号に規定する土地その他の物件の区域

追加〔平成18年規則11号〕

(景観資産影響行為)

第20条 条例第30条第1項の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 景観資産が建造物であるときは、当該景観資産の増築、改築、移転若しくは除却、外観

を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 景観資産が樹木であるときは、当該景観資産の伐採又は移植

(3) 景観資産として指定されている土地の区域内における次に掲げる行為

ア 建築物その他の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

イ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

ウ 木竹の植栽又は伐採

エ 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

オ 水面の埋立て又は干拓

カ 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明

キ 屋外における自動販売機の設置

ク 広告物の表示又は掲出（戸外から公衆により容易に望見されないものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為は、条例第30条第1項の届出を要しないものとする。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 条例第27条第2項の規定により定める景観資産の管理の方法の基準に適合する行為

(3) 地下に設ける建造物の増築、改築、移転又は除却

(4) 前3号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

追加〔平成18年規則11号〕

（景観資産影響行為の届出）

第21条 条例第30条第1項の規定による届出は、景観資産影響行為の届出書（様式第6号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる建造物等の区分に従い、当該各号に定める図書を添付しなければならない。

(1) 第17条第1号に掲げる建造物等 次に掲げる図書

ア 当該行為の設計仕様書及び設計図

イ 当該建造物等が建造物であるときは、当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す図面

ウ 当該建造物等が樹木であるときは、当該樹木の位置及び周辺の状況を示す図面

エ 当該建造物等及び当該行為をしようとする箇所の写真

オ 届出者が当該建造物等の所有者以外の者であるときは、当該所有者の意見書

(2) 第17条第2号に掲げる建造物等 次に掲げる図書

ア 前号のア、エ及びオに掲げる図書

イ 当該建造物等の位置及び周辺の状況を示す図面

(3) 第17条第3号に掲げる建造物等 次に掲げる図書

ア 第1号のア、エ及びオ並びに前号のイに掲げる図書

イ 地域の良好な景観を形成している特徴の現況を示す写真

第6章 雑則

追加〔平成18年規則11号〕

(書類の経由等)

第22条 法、省令、条例又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、行為地を管轄する地方事務所の長を経由しなければならない。

2 前項の書類は、法第16条第1項の規定により提出する場合にあっては、正本1部及び副本2部とする。

一部改正〔平成12年規則30号・15年46号・16年4号・17年51号・18年11号・21年31号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成4年11月1日から施行する。

(事務処理規則の一部改正)

2 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成5年3月22日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年5月26日規則第25号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成8年3月25日規則第3号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月30日規則第30号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年8月25日規則第46号)

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則(平成15年9月29日規則第55号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日規則第4号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月20日規則第51号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。(後略)

附 則(平成18年3月23日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

2 長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成20年 8 月14日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 9 月 1 日から施行する。
（長野県景観条例に基づく景観育成重点地域における届出を要しない行為の規模等を定める規則の廃止）
- 2 長野県景観条例に基づく景観育成重点地域における届出を要しない行為の規模等を定める規則（平成18年長野県規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成21年 3 月31日規則第31号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月24日規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号及び第 7 条第 5 号の改正規定は公布の日から、同条第10号の改正規定は平成27年 4 月 1 日から施行する。
（風致地区内における建築等の規制に係る条例を制定した市町村の区域における特例）
- 2 第 7 条第10号の改正規定の施行前に市町村が風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）で定める基準に従った条例の制定及び施行をした場合における当該市町村の区域内においては、当該施行の日から平成27年 3 月31日までの間は、この規則による改正後の長野県景観規則第 7 条第10号に掲げる行為は、長野県景観条例（平成 4 年長野県条例第22号）第10条第 4 項第 5 号の規則で定める行為とする。

附 則（平成28年 9 月29日規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年12月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の長野県景観規則の規定は、平成29年 1 月 1 日以後に着手する太陽光発電施設（一団の土地又は水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。以下この項において同じ。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「建設等」という。）について適用し、同日前に着手する太陽光発電施設の建設等については、なお従前の例による。

(別表) (第8条関係)

景観育成 重点地域 の名称	工 作 物	行 為	規 模
浅間山麓 景観育成 重点地域	(1) コンクリート プラント、クラ ッシャープラ ントその他これら に類するもの	(1) 建築物の新築、増 築、改築又は移転	当該建築物の高さ13メートル以 下であり、かつ、当該行為に係 る部分の床面積20平方メートル 以下であるもの
	(2) 自動車車庫の 用途に供する施 設	(2) 建築物の外観を変 更することとなる修 繕若しくは模様替又 は色彩の変更	当該修繕若しくは模様替又は色 彩の変更に係る面積25平方メー トル以下であるもの
	(3) 飼料、肥料、 石油、ガス等を 貯蔵する施設	(3) 第2欄の(1)から (4)までに掲げる工 作物の建設等	当該工作物の高さ13メートル以 下であり、かつ、築造面積20平 方メートル以下であるもの
	(4) 汚物処理場、 ごみ焼却場その 他の処理施設	(4) 第2欄の(5)に掲 げる工作物の建設等	当該工作物の高さ8メートル以 下であるもの
	(5) 電気供給又は 電気通信のため の施設	(5) 第2欄の(6)に掲 げる工作物の建設等	当該工作物に係る太陽電池モジ ュールの築造面積の合計20平方 メートル以下であるもの
	(6) 太陽光発電施 設	(6) 第2欄の(7)に掲 げる工作物の建設等	当該工作物の高さ5メートル以 下であるもの
	(7) この欄の(1) から(6)までに 掲げる工作物以 外の工作物	(7) 土石の採取又は鉞 物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の 面積300平方メートル以下であ り、かつ、当該行為により生じ る法面又は擁壁の高さ1.5メー トル以下であるもの
		(8) 法第16条第1項第 3号及び政令第4条 第1号に掲げる行為 (土石の採取又は鉞 物の掘採を除く。)	変更に係る土地の面積300平方 メートル以下であり、かつ、当 該行為により生じる法面又は擁 壁の高さ1.5メートル以下であ るもの

		(9) 政令第4条第4号に掲げる行為	その高さ3メートル以下であり、かつ、その用に供される土地の面積100平方メートル以下であるもの
八ヶ岳山麓景観育成重点地域	(1) コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さ13メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分の床面積20平方メートル以下であるもの
	(2) 自動車車庫の用途に供する施設	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積25平方メートル以下であるもの
	(3) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設	(3) 第2欄の(1)から(4)までに掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ13メートル以下であり、かつ、築造面積20平方メートル以下であるもの
	(4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	(4) 第2欄の(5)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ8メートル以下であるもの
	(5) 電気供給又は電気通信のための施設	(5) 第2欄の(6)に掲げる工作物の建設等	当該工作物に係る太陽電池モジュールの築造面積の合計20平方メートル以下であるもの
	(6) 太陽光発電施設	(6) 第2欄の(7)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ5メートル以下であるもの
	(7) この欄の(1)から(6)までに掲げる工作物以外の工作物	(7) 土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの
		(8) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)	変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの
		(9) 政令第4条第4号	その高さ3メートル以下であ

		に掲げる行為	り、かつ、その用に供される土地の面積100平方メートル以下であるもの
国道147号・148号沿道景観育成重点地域	(1) コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さ13メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分の床面積20平方メートル以下であるもの
	(2) 自動車車庫の用途に供する施設	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積25平方メートル以下であるもの
	(3) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設	(3) 第2欄の(1)から(4)までに掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ13メートル以下であり、かつ、築造面積20平方メートル以下であるもの
	(4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	(4) 第2欄の(5)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ8メートル以下であるもの
	(5) 電気供給又は電気通信のための施設	(5) 第2欄の(6)に掲げる工作物の建設等	当該工作物に係る太陽電池モジュールの築造面積の合計20平方メートル以下であるもの
	(6) 太陽光発電施設	(6) 第2欄の(7)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ5メートル以下であるもの
	(7) この欄の(1)から(6)までに掲げる工作物以外の工作物	(7) 土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの
		(8) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）	変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの
		(9) 政令第4条第4号に掲げる行為	その高さ3メートル以下であり、かつ、その用に供される土

			地の面積100平方メートル以下であるもの
高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域	(1) コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さ13メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分の床面積20平方メートル以下であるもの
	(2) 自動車車庫の用途に供する施設	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積25平方メートル以下であるもの
	(3) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設	(3) 第2欄の(1)から(4)までに掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ13メートル以下であり、かつ、築造面積20平方メートル以下であるもの
	(4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	(4) 第2欄の(5)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ8メートル以下であるもの
	(5) 電気供給又は電気通信のための施設	(5) 第2欄の(6)に掲げる工作物の建設等	当該工作物に係る太陽電池モジュールの築造面積の合計20平方メートル以下であるもの
	(6) 太陽光発電施設	(6) 第2欄の(7)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ5メートル以下であるもの
	(7) この欄の(1)から(6)までに掲げる工作物以外の工作物	(7) 土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの
		(8) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)	変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの
		(9) 政令第4条第4号に掲げる行為	その高さ3メートル以下であり、かつ、その用に供される土地の面積100平方メートル以下

			であるもの
--	--	--	-------

(備考) この表の各項の第3欄の(1)から(6)までに掲げる行為にあつては、当該行為に建築物又は工作物の外観に公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠(面積が3平方メートルを超えるものに限り、営利を目的としないものを除く。)があるもの(当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。)を除く。

追加〔平成20年規則37号〕、一部改正〔平成26年規則7号・28年44号〕

(様式第1号) (第4条関係)

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

電話番号

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の 場所	市 町 村		番地		
	景観育成重点地域内 () ・景観育成特定地区 () ・その他				
行為の 種類	建 築 物	用 途			
		区 分	新築・増築・改築・移転 外観の変更 (修繕・模様替・色彩変更)		
		規 模	建 築 面 積		m ²
			延 べ 床 面 積		m ²
			高 さ		m
			外 観 変 更 面 積		m ²
			特定外観意匠面積		m ²
	工 作 物	種類・用途			
		区 分	新設・増築・改築・移転 外観の変更 (修繕・模様替・色彩変更)		
		規 模	築 造 面 積		m ²
			高 さ		m
			長 さ		m
			特定外観意匠面積		m ²
		種 類	法第16条第1項第3号・政令第4条第1号		

	土地の形質の変更	目 的				
		規 模	面 積	m ²		
			法 ^{のり} 面又は擁壁の高さ及び長さ	高 さ	m	
	屋外における物件の堆積 ^{たい}	種 類				
		規 模	面 積	m ²		
			高 さ	m		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日		
設計又は施工方法						
	景観育成のために特に配慮した事項					

- (備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 行為の種類欄は、該当する部分のみに記入してください。
- 3 次の書面を添付してください。
- ア 設計者等の住所、氏名及び電話番号を記載した書面
- イ 行為に対する市町村の意見を記載した書面

全部改正〔平成18年規則11号〕

(様式第2号) (第9条関係)

(建築物又は工作物に係る行為の場合)

50センチメートル以上						40センチメートル以上
長野県景観条例第13条の規定による景観育成特定地区内における行為の標識						
行為を実施する区域	市 郡	町 村	番地			
行為の種類	工作物	種類・用途				
		区分	新設・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)			
行為の規模	築造面積				m ²	
	高さ				m	
	長さ				m	
	特定外観意匠面積				m ²	
行為の期間	着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日		
届出(通知)年月日		年 月 日				

(土地の形質の変更の場合)

50センチメートル以上						40センチメートル以上
長野県景観条例第13条の規定による景観育成特定地区内における行為の標識						
行為を実施する区域	市 郡	町 村	番地			
行為の種類	土地の形質の変更(目的:)					
行為の規模	面積				m ²	
	<small>のり</small> 法面又は擁壁の高さ				m	
	高さ及び長さ				m	
行為の期間	着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日		
届出(通知)年月日		年 月 日				

(屋外における物件の^{たい}堆積の場合)

50センチメートル以上				
長野県景観条例第13条の規定による景観育成特定地区内における行為の標識				
行為を実施する区域	市 郡	町 村	番地	
行為の種類	屋外における物件の ^{たい} 堆積 (種類：)			
行為の規模	面 積	m ²		
	高 さ	m		
行為の期間	着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
届出(通知)	年月日	年月日		

40センチメートル以上

追加〔平成18年規則11号〕

(様式第3号) (第11条関係)

第 号 所 属 職 氏 名 景観法第17条第8項の規定による身分証明書 年 月 日交付 長野県知事
--

追加〔平成18年規則11号〕

(様式第4号) (第13条関係)

長野県景観重要建造物第 号
名 称
指 定 年 月 日
指 定 の 理 由
指定に係る区域

追加〔平成18年規則11号〕

(様式第5号) (第15条関係)

長野県景観重要樹木第 号
名 称
指 定 年 月 日
指 定 の 理 由

追加〔平成18年規則11号〕

(様式第 6 号) (第21条関係)

景観資産影響行為の届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

電話番号

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

長野県景観条例第30条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定番号		指定年月日	年	月	日
行為の目的					
景観資産 に対する 行為	建 築 物	区 分	新築・増築・改築・移転 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）		
			建 築 面 積	㎡	
		規 模	延 べ 床 面 積	㎡	
			高 さ	m	
			外 観 変 更 面 積	㎡	
			特定外観意匠面積	㎡	
	樹 木	目 的			
		種 類	植 栽 ・ 伐 採		
		規 模	面 積	㎡	
			樹 種 及 び 本 数	m	
行為の 種類	景観資産 に指定さ れている 土地の区 域内にお	建 築 物 等 の 新 築 等	種類・用途		
			区 分	新設・増築・改築・移転 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）	
		規 模	建 築 面 積	㎡	
			延 べ 床 面 積	㎡	
			高 さ	m	
			外 観 変 更 面 積	㎡	
			特定外観意匠面積	㎡	

ける行為	土地の形質の変更	種 類		
		規 模	面 積	m ²
			のり 法面又は擁壁の高 さ及び長さ	高さ 長さ
	木竹の植栽 又は伐採	種 類	植 栽 ・ 伐 採	
		規 模	面 積	m ²
	樹 種 及 び 本 数		m	
	物件の ^{たい} 堆積	種 類		
		規 模	面 積	m ²
	高 さ		m	
	水面の埋立 て又は干拓	種 類		
規 模		面 積	m ²	
照 明	規 模	W × 基		
自動販売機 の設置	規 模	基		
広告物の表 示又は掲出	目 的			
	枚 数	枚 (基)		
	表 示 面 積	m ² (m × m × 面)		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計又は施 工方法				
	景観育成のために 特に配慮した事項			

(備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 行為の種類欄は、該当する部分のみに記入してください。

追加〔平成18年規則11号〕